

令和6年度

香川県西部子ども相談センター 第三者評価結果報告書

特定非営利活動法人 あいおらいと



1 業務日程

履 行 場 所	香川県西部子ども相談センター (香川県丸亀市土器町東8丁目526)
業務実施日	(1) 説明会 令和6年10月31日(木) (2) 訪問調査 令和7年 1月15日(水) 16日(木) (3) 報告会 令和7年 2月18日(火)

2 職員 38名 常勤32名 会計年度 6名

職 種	人	備 考
管 理 職	2名	所長 次長
児童福祉司	18名	課長(SV)、里親支援を含む
児童心理司	9名	会計年度職員1人含む
保健師	1名	1名(児童福祉司)
警察官	1名	現職 0B会計年度(1)
児童相談員	1名	育休代替
会計年度職員	5名	児童相談員補助(育休代替2人含む)
事務職員	1人	

3 児童相談所訪問調査日程 令和7年1月15日(水) 16日(木)

1日目 10:00～17:00	
10:00～10:40	当日の流れの確認・施設見学
10:40～12:00	所長・課長聴き取り
12:00～13:00	休憩
13:00～15:30	所長・課長聴き取り
15:30～17:00	事例①②③についての聞き取り 各30分
2日目 9:00～17:00	
9:00～11:30	援助方針会議に参加
11:30～12:00	まとめ
12:00～13:00	休憩
13:00～14:00	職員の聴き取り 児童福祉司2名(同時) 経験の浅い職員 ベテラン職員 30分 児童心理司2名(同時) 経験の浅い職員 ベテラン職員 30分
14:00～16:00	補足聴き取り 所長・課長
16:00～17:00	まとめ

事例	事例1「今年度、継続指導している在宅の虐待ケース」 事例2「2年以上施設入所しているケース」 事例3「市町村へ見守りを依頼している虐待ケース」
----	---

4 判断基準

- ・ 評価項目は、令和2年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所の第三者評価に関する調査研究」の報告書「児童相談所における第三者評価ガイドライン（案）」を基本としている。
- ・ 判断基準の評価は○、△、×で評価する。
- ・ 各評価項目は「判断基準」の評価結果を踏まえ、以下の4段階にて評価する。

評価ランク	評 価 基 準
S	・ 優れた取組みが実施されている ・ 他の児童相談所が、参考にできるような取組みが行われている状態
A	・ 適切に実施されている ・ よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	・ やや適切さにかける ・ 「A」に向けた取組みの余地がある状態
C	・ 適切ではない、または実施されていない ・ 「B」以上の取組みとなることを期待する状態

＜評価の高い点＞

1 子どもの福祉を最優先にした支援

所属目標に子どもや女性の基本的人権の尊重を掲げ、子どもと向き合い、子どもの福祉を最優先にした支援に努めている。施設入所等の措置の開始や変更等の際も、事前に子どもと施設見学に同行し子どもの不安や負担の軽減に努めるなど、所属目標を実際の相談援助活動において具体的に実践している。

2 市町との連携及び支援

香川県では、市町に対する全般的な支援・助言指導は中央児童相談所の機能を担う子ども女性相談センターの地域連携支援室が担っている。西部子ども相談センターでは、子どもの一時保護時に市町職員が同行しているほか、市町村送致として引き継ぐケースも多く、個別のケース対応場面において、市町と連携した支援が行われている。

3 チームワークのよさ

西部子ども相談センターでは、全職員が同じフロアで業務を行っており、職員間の情報の共有が促進され、ケース対応が円滑に行われる体制が自然と作られている。また、ケース対応等で多忙な時や対応に苦慮している職員がいる場合には、中堅職員や課長、次長が積極的に支援をしている。これらの取り組みは、同センターが児童相談所の分室であった時代の「一体感」の精神を受け継いだもので、現在の相談援助業務にも効果的に活かされている。

＜今後に期待する点＞

1 子どもの最善の利益を担保する一時保護及び施設の充実

西部子ども相談センターには、一時保護所が併設されていないため一時保護先の調整や一時保護所が併設されている子ども女性相談センターへの移送等も職員の負担を大きくしている。また、近年、措置先となる施設が満員に近い状態が継続し、子どもや家族の状況に応じた選択ができない状況になっている。子どもの支援を行う施設を選択することができなくなれば、子どもの最善の利益が損なわれる恐れがある。今後、県の社会的養育推進計画において現在の措置の状況を踏まえた検討が必要である。

2 職員体制の充実

児童福祉司や児童心理司の配置基準は満たしているが、現状は、緊急対応や職員の担当地区により対応するケースが多くなり、超過勤務が必然的に多くなっている。また、時間外の電話対応を次長、課長が担っているほか、平日の夜間及び休日の緊急事案への職員の対応に係る負担が大きくなっている。今後、現状の業務の分析により、緊急事案対応の体制についての検討が望まれる。

結果

第Ⅰ章 児童相談所の組織		評価
1. 組織運営体制		
(1)	児童相談所職員が一丸となり、目的・目標に対する取組みをしているか	A
(2)	重要な案件について、管理職は、状況を踏まえて意思決定し、その内容を職員・関係機関に周知しているか	A
(3)	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	B
(4)	組織的な判断や対応が行える組織・運営体制となっているか	A
(5)	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	A
(6)	緊急時等における対応に取り組んでいるか	A
2. 職員の資質向上・業務改善		
(1)	児童相談所内の相談受付から援助までの手順が明確になっている	B
(2)	児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取組みを行っているか	B
3. 情報管理に関する事項		
(1)	情報の取扱いが適切に行われているか	B
(2)	児童記録票等、必要な記録は適切に作成・管理されているか	B
4. 児童虐待や児童相談所の業務に関する広報活動		
(1)	児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか	A
第Ⅱ章 子どもの権利擁護と最善の利益の優先		評価
1. 子どもの権利擁護と最善の利益の優先		
(1)	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
(2)	子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	A
(3)	適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	A
(4)	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A
第Ⅲ章 虐待相談対応と進行管理		評価
1. 通告・相談対応		
(1)	相談・通告の受付体制が確保されているか	A
(2)	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
2. 受理		
(1)	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
(2)	受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか	A
3. 子どもの安全確認・安全確保		

(1)	子どもの安全を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
(2)	一時保護の要否について、適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
(3)	安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されているか	A
4. 調査・アセスメント		
(1)	アセスメントに必要な調査が行えているか	A
(2)	アセスメントが適切に行われているか	B
(3)	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	A
5. 援助方針の策定		
(1)	援助方針会議は、適切な頻度、タイミング、体制で開催されているか	A
(2)	援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	A
(3)	援助方針の内容は適切か	A
(4)	市町が関わるケースについて、援助方針に関する市町への説明や意見反映等を行っているか	A
6. 在宅指導		
(1)	在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	A
7. 進行管理・援助方針等の見直し		
(1)	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	A
(2)	指導や措置を行っているケースについて、市町に対する情報共有を適切に行っているか	A
8. 移管・移送(所管する児童相談所の変更)		
(1)	児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	A
(2)	「情報提供」または「ケース移管」を行う場合の手続きは適切に行われているか	A
(3)	「情報提供」または「ケース移管」を受ける場合の手続きは適切に行われているか	A
第IV章 社会的養護で生活する子どもへの支援		評価
1. 援助方針の策定に関する調整		
(1)	社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	B
(2)	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
(3)	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A
2. 社会的養護時における援助		
(1)	里親や施設等が行う援助内容等について、必要な確認・助言・支援等を行っているか。(指導委託、あっせん、里親委託、入所措置等)	A
(2)	援助方針の見直しが適切に行われているか	A
(3)	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、施設等との連携を密に行っているか	A
(4)	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	A

(5)	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事象が発生した場合に、適切に対応しているか	A
3. 一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長		
(1)	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
(2)	措置や児童福祉司指導等の終結の判断は、慎重かつ適切に行われているか	A
(3)	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
(4)	入所施設や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	A
4. 児童自立生活援助等		
(1)	子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
(2)	18歳以上の成人に対しても、必要な支援等を行っているか	A
第Ⅴ章 里親・家庭養護(社会的養育の推進)		評価
1. 里親相談への対応・家庭養護の推進		
(1)	家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	A
(2)	里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか	A
(3)	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われて	A
(4)	養子縁組成立後についても、必要な支援等を行っているか	A
(5)	民間あっせん機関による養子縁組に対して、必要支援を行っているか	A
第Ⅵ章 家族とのかかわり・家族への支援		評価
1. 保護者への向き合い		
(1)	保護者への向き合い方は適切であるか	A
2. 子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取		
(1)	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
(2)	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
3. 保護者に対する指導・支援		
(1)	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	A
(2)	親子分離中の保護者に対し、親子再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	A
第Ⅶ章 市町や関係機関との連携		評価
1. 市町や関係機関との役割分担・連携体制の構築		
(1)	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	A
(2)	児童相談所と市町との連携強化を図るための取組みをしているか	S
2. 市町における子ども家庭相談・調査・指導への協力・支援		
(1)	市町からの相談について、迅速かつ適切に対応しているか	A
(2)	市町が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A

3. 市町における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援		
(1)	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
(2)	市町における子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取組みを実施しているか	A
4. 児童福祉審議会との連携		
(1)	児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見を聞いているか	A
(2)	児童福祉審議会に対して必要な報告を行っているか	A
5. 家庭、地域に対する援助に関する事項		
(1)	家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	B

第Ⅰ章 児童相談所の組織

1 組織運営体制

評価

1-（1）児童相談所職員が一丸となり、目的・目標に対する取組みをしているか。	A
1 社会的養育推進計画における児童相談所が目指す方針・目標について、明確化・周知しているか。	○
2 管理職・各課(室)長は、児童相談所が目指す方針・目標について担当職員の理解が深まるような取組みをしているか。	○
3 管理職は、全職員に対して、公務員としての法令遵守・職員倫理の徹底を周知しているか。	○
<コメント> 西部子ども相談センターでは、香川県社会的養育推進計画の目指す方針・目標を踏まえた所属目標（スローガン）を定め、執務室に掲示し職員に周知している。また、援助方針会議等の場を活用して、所属目標を支援方針の基本とするよう職員に周知しているほか、法令遵守等について県職員としての倫理も含め周知徹底している。	

評価

2-（2）重要な案件について、管理職は、状況を踏まえて意思決定し、その内容を職員・関係機関に周知しているか。	A
1 重要な案件を検討し、決定する手順はあらかじめ決まっているか。	○
2 重要な案件を決定した場合は、職員及び関係機関に周知しているか。	○
3 重要な案件に限らず、職員に報・連・相を徹底させているか。	○
<コメント> 重要な案件があった場合は、関係職員がすぐに参集し対応を検討している。決定事項については、職員や関係機関に伝えている。時に事後報告となる案件があることから、職員の報・連・相の徹底について、機会あるごとに全体に周知している。	

評価

3-（3）児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか。	B
1 児童相談所の役割を遂行し得る組織体制か。（現状・課題に応じた組織体制）	○
2 必要な人員体制の確保はできているか。（配置基準は充たしているか、担当ケース数は適切か、実情を踏まえた配置か）	△
3 必要な専門職の配置・連携ができる体制になっているか。（業務に応じた医師・弁護士の配置・連携）	○
4 夜間・休日の体制の確保はできているか。（通告・相談・一時保護対応等）	○

<コメント>

児童福祉司、児童心理司の配置基準は満たしており、児童相談所の役割を遂行し得る組織体制は整えられているが、現状は、緊急対応や職員の担当地区により対応するケースが多くなっている。また、時間外の電話対応を次長、課長が担っているほか、平日の夜間及び休日の緊急事案への職員の対応に係る負担が大きい。さらに、一時保護所が併設されていないため一時保護先の調整や一時保護所が併設されている子ども女性相談センターへの移送等も職員負担を大きくしている。

評価

4-(4) 組織的な判断や対応が行える組織・運営体制となっているか。

A

1 手順についてのマニュアルを策定しているか。また、必要に応じて見直しを行っているか。

○

2 組織的な判断・対応を行っているか。

○

3 経験の少ない職員については、複数の職員で対応するなど適切な対応ができる体制になっているか。

○

4 事務決裁規則等に基づき決裁がなされているか。(決裁漏れはないか)

○

<コメント>

児童相談所の業務マニュアルが業務ごとに整備されており、また、職種ごとのマニュアルもある。事案に対する組織的な判断・対応は、受理会議、援助方針会議で決定している。経験の少ない職員については、全庁的な取り組みとしてのトレーナー制度のほか、サブリーダーを選任しての指導（OJT）、ワンフロアの執務環境のもと周囲の職員から適宜支援を受けることができる体制がある。通知書等の決裁は、児童相談所システムによりデータ出力し県の文書管理システムを活用して電子決裁により行われている。

評価

5-(5) 職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか。

A

1 適正な就業状態が確保されているか。(超過勤務、年次有給休暇等の取得状況)

○

2 職員が働きやすい職場環境づくりをしているか。(相談しやすい体制づくり、ハラスメント防止対策、メンタルヘルス対応)

○

<コメント>

業務の性格上、超過勤務は多いが、年次有給休暇等については、日頃から、上司が休みが取れる時は休むように声かけをして、休暇を取得しやすいように努めている。また、職員の体調等を見ながらねぎらいの言葉かけをするなど、働きやすい職場環境に全体で取り組んでいる。

評価

6-(6) 緊急時等における対応に取り組んでいるか。		A
1	緊急時の連絡網は整備できているか。	○
2	職員等の安心・安全の確保対策に取り組んでいるか。(震災・避難訓練の実施、震災・防犯対策、災害時の対応体制の構築等)	○
3	その他、想定されうる安心・安全の確保のための取組みはできているか。(感染症対策等)	○
4	防火体制等各種届出に漏れはないか。	○
<コメント> 緊急連絡網は整備されている。西部子ども相談センターが執務する庁舎全体で水害、火災、地震等を想定した避難訓練等が行われている。感染症対策については、基本的な感染防止策に加えて、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には簡易検査キットを使用して感染の有無を把握し感染拡大への対応を行っている。また、執務環境の安全・安心の確保として、来所者が、直接、執務室に入ることができないようしている。		

2 職員の資質向上・業務改善

評価

7-(1) 児童相談所内の相談受付から援助までの手順が明確になっている。		B
1	業務改善を行う仕組みがあるか。(重大事例等の検証等の有無、当該担当部署の有無等)	○
2	業務の手順やツール等の見直しを定期的に行っているか。	△
<コメント> 業務改善はその都度、気づいた時に行われるが、業務の手順やツールの定期的な見直しは行われていない。		

評価

8-(2) 児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取組みを行っているか。		B
1	段階に応じた必要な研修を受講させているか。(児童福祉司SV研修)	○
2	段階に応じた必要な研修を受講させているか。(児童福祉司任用後研修)	○
3	OJTを通した職員の育成に取り組んでいるか。(育成を意識した対応)	○
4	職員の専門的な能力やスキルを確認する仕組みがあるか。(レベルや課題を客観的に把握する仕組みの有無、組織としての育成、本人の意識の醸成等)	△

5 児童福祉司等の専門性確保のための採用・異動の取組みを行っているか。(仕組みの有無等)	○
<コメント> 職員研修については、中央児童相談所の機能を有する子ども女性相談センターの地域連携支援室が担っている。児童福祉司は、段階に応じた研修（児童福祉司任用前講習会、同任用後研修、同スーパーバイザー研修等）等を受講している。新規採用職員には、全庁的な取り組みとしてのトレーナー制度があるほか、児童相談所職員全般に関しては、経験年数に応じた育成プランとして「香川県児童相談所人材育成計画」が策定されており、昨今の児童相談所の人員増も一因となって、その運用は十分ではないものの、OJTとして、サブリーダー、グループリーダー（課長）が、各職員の育成方法について支援している。	

3 情報管理に関する事項

評価

9-(1) 情報の取扱いが適切に行われているか。	B
1 情報の秘匿性に十分に配慮した慎重な対応を行っているか。(情報収集にあたっての同意など)	○
2 個人情報の保護・管理は適切に行われているか。(書類の保管方法は適切か、書類の机上への放置、個人情報の漏洩事案の有無)	△
3 個人情報の開示請求があった場合には規則等に基づき、適切に対応しているか。(関係部署との相談・協議、情報共有はできているか。)	○
<コメント> 情報収集にあたっては、情報の秘匿性に十分に配慮した慎重な対応を行っている。しかし、個人情報の管理に関して、一部の職員がケースに関する書類を机上に置いている場合がある。個人情報の開示請求があった際には、県庁広聴広報課県民室と連携し対応している。	

評価

9-(2) 児童記録票等、必要な記録は適切に作成・管理されているか。	B
1 児童記録票の作成型態や管理方法は適切であるか。(記録票の作成・管理についてのルールの有無、保管方法、児童相談所システムの管理等)	○
2 児童記録票のうち、児童相談所システムのセキュリティー対策は適切であるか。(閲覧等できるものは必要最小限であるか、異動に伴うID・パスワード管理は適切か等)	○
3 児童記録票に記載すべき情報はすべて記載しているか。(記載漏れがあったり、分かりにくい記述になっていないか等)	△
4 児童記録票について所内での決裁を得ているか。	△
5 児童記録票は、保存年数どおりに保存されているか。(期限前の廃棄・紛失の有無)	○

<コメント>

児童相談所システムについては、令和元年度の包括外部監査の指摘を受け、IDの付与や異動等に伴う無効化、不正アクセス等に対するチェックなどをルール化して管理されている。児童記録票に記載すべき情報についてのマニュアルもあるが、記録の方法には個人差があり、一貫性のない表記や分かりにくい表現などがみられる。

4 児童虐待や児童相談所の業務に関する広報活動

評価

10-(1) 児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか。

A

1 児童虐待・児童相談所に対する地域の理解促進のための取り組みを行っているか。(広報活動等)

○

<コメント>

毎年11月の児童虐待防止月間に高松市内の商店街にて県内の児童相談所の職員及び関係機関がオレンジリボンキャンペーンを行っている。また、例年2月に行われる香川丸亀国際ハーフマラソンでは、オレンジリボンマラソンと位置付け、一般ランナーにオレンジリボンを付けて走ってもらったり、西部子ども相談センターの職員がチームオレンジリボンとして、のぼりなどを持って、市町と協力し広報活動を行っている。

第Ⅱ章 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

1 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

評価

11-(1) 子どもへの向き合い方は適切であるか。

A

1 子どもの心情や意向に配慮した対応を行っているか。(面談時の傾聴、寄り添い等)

○

2 子どもへの対応について、専門的な技能によるインテークや面接を行っているか。(面接での配慮・工夫の有無、ポイントを押えての面接、職員の面接レベル確保への取り組みの有無等)

○

<コメント>

所属目標に、「子どもや女性の基本的人権を守る組織や地域の実現」を掲げ、所内全体で子どもの心情や意向に配慮した対応を心がけている。また、子どもへの対応に関しては、経験の浅い職員は先輩職員からスーパーバイズを受けたり、援助方針会議や専門家相談などを活用し、子どもにどう伝えるかなども検討している。

		評価
11-(2) 子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか。		A
1	子どもの権利について、子どもの年齢に応じて、わかりやすく説明しているか。(工夫はしているか)	○
2	児童相談所の職員が子どものアドボガシー(意見形成支援、意見表明支援)を行っているか。	○
3	子どもが児童相談所職員以外のアドボガシーを利用できるように説明・支援を行っているか。	○
<コメント> 子どもの権利については、権利ノートを用いて説明しており、イラストなどを用いるなど年齢に応じて伝え方を工夫して説明をしている。意見聴取等は一時保護や措置の開始や解除の際に行っている。また、児童相談所職員以外のアドボガシーの仕組みは、外部の委託機関の職員が行う体制になっていることも説明している。		

		評価
11-(3) 適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか。		A
1	子どもに対して必要な説明を適切に行っているか。(援助方針の理由、支援者の説明等)	○
2	子どもに対する説明はわかりやすいよう工夫しているか。(対象児の特性や状況に応じて)	○
3	援助方針決定前に、子どもからの意向や意見を聞いているか。(記録は残しているか)	○
4	援助の過程において、子どもの意向や意見を聞いているか。(子どもが話しやすい環境を作るよう配慮しているか。)	○
<コメント> 子どもに対して必要な説明は、一時保護の開始、解除等のほか、援助方針会議での検討前等に必要な説明を行い記録に残している。また、その際にはできるだけ分かりやすく話すように心がけている。その後は、児童心理司が説明や聞き取りを行うなど、援助について子どもの意見を確認している。		

		評価
11-(4) 子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか。		A
1	同意が必要な場面において、適切に対応しているか。(理解・同意を得ることが困難な場合の対応、強引に同意を得てないか等)	○
2	子どもの相談内容や意見等を適切に把握し、援助方針に反映しているか。また、必要に応じて見直しをしているか。(子どもの最善の利益を反映しているか、子どもの意向だけで判断していないか等)	○

3	子どもの意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っているか。	○
<コメント> 保護者面接やケースワークの状況を子どもに伝えながら子どもの意見を聴いている。子どもの意向と児童相談所の方針が一致しない場合は、方針について理解してもらえよう努めている。現在のところ、子どもの意向と児童相談所の支援方針が一致しない事案はない。		

第三章 虐待相談対応と進行管理

1 通告・相談対応

評価

12-(1) 相談・通告の受付体制が確保されているか。		A
1	適切な相談受付の体制が確保されているか。(相談受付の体制・ルールの策定の有無等)	○
2	障害者(児)や日本語での会話が十分でない相談者からの相談受付を行うために必要な措置を講じているか。(外国語や手話を必要とする場合の対応、車椅子利用者への対応等)	○
<コメント> 相談は、来所、電話、メール等で受付けており、受付けた相談は、定められた様式に記載するなどの方法で整理される。日本語での会話が十分でない相談者に対しては、ポケトーク等の機器を活用しているが、職員の中には、外国語版のパンフレットがあればよいと言う声も聞かれる。車椅子利用者にはエレベーターが整備されている。		

評価

12-(2) 相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか。		A
1	相談者や通告者から必要な情報収集を行っているか。(情報が不足している場合の理由は適切か等)	○
2	相談者や通告者の状況に配慮し、受容的かつ子どもの安全を優先した対応を行っているか。(情報収集方法の妥当性、情報の正確性等)	○
3	子どもの所属機関や、関係機関等からの情報収集を行っているか。(情報収集の方法、情報が不足している場合の理由は適切か等)	○
<コメント> 相談・通告は、所定の様式に記載され不足している情報がわかるようになっている。また、不足する情報については、その理由を明確にしている。情報の収集は子どもの安全を最優先とし、かつ、相談者や通告者に配慮して行うよう努めている。必要に応じて子どもの所属機関や関係機関等からの情報収集を行っている。		

2 受理

評価

13－(1) 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか。		A
1	受理会議(緊急受理会議)は適切に行われているか。(定期で開催されているか、開催頻度は適切か、緊急受理会議の開催判断、手順は適切か等)	○
2	受理会議で検討すべきケースは全て検討されているか。(検討すべきケースか否かの判断は適正か等)	○
3	受理会議において確認・検討・決定すべき事項が確実に協議されているか。	○
4	緊急受理会議において、安全確認の必要性や方法について適切に判断されているか。	○
5	受理会議の内容について適切に記録が保存されているか。(会議録の作成、決裁)	○
<コメント> 受理会議は毎週火・金曜日の午前中に実施している。会議前には、児童虐待対策課長と児童虐待対策課のサブリーダーが、事前にアセスメントを行い会議に臨んでいる。緊急受理会議は、その都度開催され、アセスメントシートを活用したリスクアセスメントを行い、初動対応が行われる。受理会議では、検討すべき事項はすべて確認実施し、受理会議の内容は担当者が適切に記録している。		

評価

14－(2) 受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか。		A
1	受理したケースについて、必要な確認や手続きを行っているか。(手続や手順は明確か、決められた手順に沿って対応しているか等)	○
<コメント> 受理したケースは受理会議にて、参加者全員が共有し、収集された情報等をもとに必要なアセスメントや確認が手順に沿って行われている。		

3 子どもの安全確認・安全確保

評価

15－(1) 子どもの安全を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか。		A
1	通告受理後、速やかに安全確認が行われているか。(48 時間ルールは遵守されているか。)	○
2	目視による安全確認が実施されているか。(確認方法、目視による安全確認を前提とした対応になっているか等)	○

	3 家庭訪問等での安全確認ができない場合に必要な措置がとられているか。(警察等関係機関との速やかな連携への手順は明確か等)	○
	4 安全確認は、適切な体制で実施されているか。(複数職員やチームでの対応、関係機関等の連携等)	○
	5 安全確認等を市町その他関係機関に依頼する場合に、適切な対応をしているか。(依頼の方法、依頼先へ指導・助言等、調査結果の確認(48 時間以内でできているか)等)	○
	6 拒否的な保護者に対して、法に基づき適切に対応しているか。	○
<コメント> 通告受理後は、虐待の疑いがある場合には、48 時間ルールを遵守し、複数の職員による目視確認で安全確認を行っている。安全確認ができない場合は、警察をはじめ、関係機関と連携し、必要な措置をとっている。市町・関係機関等に安全確認を依頼する場合については、支援方針を共有し、現場での具体的な動きも擦り合わせた上で依頼している。拒否的な保護者には、法律等の根拠などを丁寧に説明し、同意が得られるようにしている。		

評価

16-(2) 一時保護の要否について、適切な判断及び迅速な対応が行えているか。		A
	1 一時保護の要否について、適切な判断及び迅速な対応が行われているか。(一時保護の必要性の判断基準は適切か。一時保護が不要と判断したケースの視点に問題はないか、DV関連事案の場合の婦人保護所との連携等)	○
<コメント> 緊急受理会議にて「虐待事案に係るアセスメントシート」「一時保護に係る緊急度アセスメントシート」を用いて、虐待が強く疑われるケースについては一時保護の判断をしている。しかし、虐待が不明確であったり、子ども自身が介入を求めなかったり、さまざまな要因が重なった難しいケースについては慎重な判断や対応が必要であり、苦慮しているのが現状である。 DV 関連事案があった際には、女性相談支援センター（子ども女性相談センター）と共有し支援方針の確認を行い、連携して対応している。		

評価

17-(3) 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されているか。		A
	1 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されているか。(通告受理票や初期調査等の記録は、安全確認・安全確保の必要性及び方法の妥当性を示すものになっているか等)	○
<コメント> 通告受理後に（緊急）受理会議を開催し、「虐待事案に係るアセスメントシート」「一時保護に係る緊急度アセスメントシート」を使用し、重症度・緊急度の判断を行っている。評価や調査等の内容は、それらのシートとともに児童相談所システムに記録・保管されている。		

4 調査・アセスメント

評価

18－(1) アセスメントに必要な調査が行えているか。		A
1	調査により必要な情報が適切に把握できているか。	○
2	適切な調査が行える体制・方法をとっているか。(複数職員による確認等)	○
<コメント> 「虐待事案に係るアセスメントシート」を用いて適切に情報が把握できているかが確認されている。また、児童虐待対策課長と児童虐待対策課のサブリーダーが、必要なアセスメントや支援方針の検討を行っている。調査内容は常に課長やサブリーダーに報告し適切な調査となるよう努めている。		

評価

19－(2) アセスメントが適切に行われているか。		B
1	多角的・重層的な診断を行っているか。(市町等関係機関、医師をはじめ多様な専門職種がかかわっているか等)	○
2	把握された情報が、アセスメントに十分に反映されているか。(情報は記録等から確認できるものか等)	○
3	兄弟姉妹を含め、家族全体のアセスメントが行えているか。(家族の状況に不明な点はないか、アセスメントの視点に問題は無い、情報収集のための工夫はしているか等)	○
4	アセスメントシートが、市町等の関係機関と共有されているか。(共有の有無、活用の有無、市町や関係機関との情報の齟齬を無くすための取組みの状況等)	△
5	アセスメントの結果が、児童記録票に記載されているか。(情報が過不足なく記載されているか。)	○
<コメント> 把握した情報は、「虐待事案に係るアセスメントシート」に記載され確認されている。また、必要に応じて弁護士、医師、元児童相談所長等の専門家からスーパーバイズを受けている。市町とは、アセスメントシートを共有しているところもある。アセスメントの結果は児童相談所システムの経過記録に入力している。		

評価

20－(3) 特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか。		A
1	特定妊婦について、児童相談所が関わる場合は、特定妊婦に対するアセスメントが適切に行われているか。(アセスメントの体制・方法、関係機関との連携・役割分担の明確化、出産後の対応も見据えたものか。)	○

2 転居ケースに対するアセスメントが適切に行われているか。(アセスメントの体制・方法、関係機関との連携・役割分担の明確化、転居後の対応を見据えたものか。)	○
3 転居先が不明な子どもについて適切な調査が行われているか。(市町等との情報共有、速やかな調査の実施等)	○
4 居所不明な子どもについて適切な調査が行われているか。(市町・要対協等関係機関との連携等)	○
<コメント> 妊産婦と2歳未満の乳幼児については、市町と情報共有し独自のアセスメント項目を設けて進行管理を実施している。転居したケースについて、移管、情報提供を行う際には、「児童虐待対応の手引」、「全国児童相談所長会の申し合わせ事項」に基づき対応し確認している。転居ケースについては状況に応じて転居先の関係機関と連携を取り、転居後も支援が継続できるよう取組んでいる。転居先不明児、居所不明児についても、警察や市町との連携により迅速に対応している。	

5 援助方針の策定

	評価
20-(1) 援助方針会議は、適切な頻度、タイミング、体制で開催されているか。	A
1 援助方針会議は適切な頻度で開催されているか。	○
2 総合診断を踏まえ、多角的・重層的な検討を行うための体制が確保されているか。(医師・弁護士等の専門家や子どもの状況に応じた専門家の参加の有無)	○
3 援助方針会議で検討すべき全ての事例の検討が行われているか。(会議で検討しない例の有無、検討すべきか否かの判断基準は適切か等)	○
4 援助方針会議の記録が適切に作成・保存されているか。(会議録に作成の有無、内容は明確か。決裁を得ているか等)	○
<コメント> 援助方針会議は、毎週木曜日の午前中に開催している。総合診断では、必要に応じて弁護士、医師等の専門家の意見を聞いている。援助方針会議では検討すべき全ての事例の検討が行われている。援助方針会議の内容、結果等は児童相談所システムに記録・保存されている。	

評価

20-(2) 援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか。	A
1 子どもの自立と自己実現を援助する、子どもの最善の利益を優先するための援助方針が選択されているか。	○

2 援助方針の決定にあたり、保護者等の相談内容や意見等を把握し、援助方針に反映しているか。(意見聴取プロセスの明確化、保護者から反映できない意見が出たときの対応)	○
3 一時保護所や一時保護委託先、市町等の関係機関の意見を聴き、援助方針に反映しているか。(意見聴取プロセスの明確化、関係機関から反映できない意見が出たときの対応、関係機関への説明等)	○
4 市町への委託または送致を行うケースに関する判断が適切に行われているか。(委託・送致の判断の方法、判断基準は明確かつ適切なものか。判断に問題は無いかな等)	○
5 子どもや保護者等の状況に応じ、必要と判断される場合には福祉事務所や家庭裁判所への送致等を行っているか。(送致の判断方法、判断基準は明確かつ適切か、必要に応じた情報提供・報告等)	○
6 児童福祉審議会の意見を尊重して援助方針が決定されているか。(児童福祉審議会からの意見聴取のプロセスは設けられているかな等)	○
7 子どもの最善の利益を確保するために、必要に応じて家庭裁判所に対する家事審判の申立てを行っているか。(申立の必要性の判断方法、必要に応じて未成年後見人の請求を行っているかな等)	○
<コメント> 援助方針の決定に際しては、子どもの最善の利益を優先して協議し、方針を決定するよう努めている。関係機関とは常に情報共有を行い、一時保護解除前後にはケース会議を開催し支援体制についても検討している。その際に市町に送致することが適切だと判断したケースについては、市町と受け入れについての協議が行われる。 その他、子どもの最善の利益を優先するために児童福祉審議会への諮問や家事審判の申立てが行われる。	

評価

21-(3) 援助方針の内容は適切か。		A
1 援助方針として定めるべき事項やその内容は妥当か。		○
2 援助方針が児童相談所や関係機関の役割や援助能力等を踏まえた現実的なものとなっているか。		○
3 援助方針の決定について、組織的に行われているか。		○
<コメント> 援助方針として定めるべき事項やその内容は、ケースの課題に応じて検討している。援助方針の決定にあたっては、児童相談所及び要保護児童対策地域協議会や関係機関の役割や援助能力を検討して決定している。		

評価

22－(4) 市町が関わるケースについて、援助方針に関する市町への説明や意見反映等を行っているか		A
1	市町への委託や送致にあたっては、決定前に市町との協議を十分に行っているか。	○
2	援助方針について、決定前に市町への説明を行っているか。また、決定後、その理由も説明しているか。	○
3	市町への委託や送致を行う前に、市町の合意を得て実施しているか。	○
<コメント> 市町への委託や送致にあたっては、合意を得たうえで実施している。委託や送致の決定前に協議をし、決定後には、市町に訪問し必要な情報を伝えている。		

6 在宅指導

評価

23－(1) 在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか。		A
1	支援内容や支援体制が明確で適正な内容となっているか。(いつ、誰が、何をするか等を具体的にしているか。指導対象と目的に応じた効果的な方法か等)	○
2	子どもに対して必要な支援を計画的に実施しているか。(計画の説明、計画に基づく支援・指導が行われているか、専門職・関係機関との連携、必要な見直しを行っているか等)	○
3	複数の関係機関が関与するケースについて、効果的な連携を行うための調整を行っているか。(関係機関の内訳とそれぞれの役割が機能しているか等)	○
<コメント> 在宅支援の実施にあたっては、援助方針会議で決定された支援方針に基づいて、支援計画を子どもや保護者に説明したうえで、担当児童福祉司と児童心理司がスーパーバイズを受けながら支援を行っている。ケースの課題に応じて、適切な支援ができるよう市町の要保護児童対策地域協議会等で役割分担が行われる場合もある。		

7 進行管理・援助方針等の見直し

評価

24－(1) 指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか。	A
--	---

1 組織的な進行管理により、ケースの状況変化の把握・判定を行っているか。(把握の頻度・方法、状況変化を確認した場合の対応、専門職からの意見聴取、児童相談所内での情報共有、一時保護所等との情報交換等)	○
2 養育環境の変化等、リスクが増大する可能性がある場合には、再アセスメントを行っているか。(ケース想定はできているか、大きな変化の場合の再アセスメント、援助方針の見直しを行っているか等)	○
<コメント> ケースの進行管理については、児童虐待対策課は年3回、相談支援・判定課は年2回行っている。養育環境等の変化等があった場合は、担当児童福祉司やサブリーダー、課長で方針の検討を行い援助方針会議にて支援方針を決定している。	

25-(2) 指導や措置を行っているケースについて、市町に対する情報共有を適切に行っているか。		A
1 一時保護後の状況について、必要に応じて市町への情報共有を行っているか。(市町への説明をしているか、市町への情報共有の方法・頻度・タイミングについて等)	○	
<コメント> 一時保護を行う際には、市町の職員の同行を依頼しており、その後の経過も随時共有し市町の要対協調整機関としてケース管理をしてもらうよう意識して連携している。		

8 移管・移送(所管する児童相談所の変更)

評価

26-(1) 児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか。		A
1 居所と住所が異なる場合について、管轄する児童相談所は子どもの福祉を最優先して決定されているか。(管轄する児童相談所を決定する判断方法とその理由は適切か。また管轄児童相談所の役割は明確にしているか。)	○	
2 「移管」及び「情報提供」の判断は適切に行われているか。	○	
<コメント> 「児童相談所運営指針」に基づいて居住地主義を原則とし、住所または居所を管轄する児童相談所と協力して管轄を決めている。「移管」「情報提供」についても、「子ども虐待対応の手引き」「全国児童相談所長会申し合わせ事項」等を参考に丁寧に対応している。		

27-(2) 「情報提供」または「ケース移管」を行う場合の手続きは適切に行われているか。		A
1 援助方針について、情報提供先または移管先の児童相談所と事前協議を行っているか。 (相手先児童相談所との調整、相手先児童相談所の意見・意向について援助方針への反映等)		○
2 移管までの援助が適切に行われているか。(引継ぎ完了までの間の指導等の実施状況等)		○
3 移管先の児童相談所が適切な支援を行えるよう、必要な情報を提供しているか。		○
4 移管先の児童相談所への連絡・引継ぎが適切に行われているか。		○
<コメント> ケース移管については、事前に情報共有を行い、児童相談所間で引継を行なうとともに、必要に応じて保護者及び児童との面接等に同行している。その際、移管元と移管先の児童相談所及び関係機関を含めた合同ケース会開催し、支援が途切れることのないよう意識して取り組んでいる。		

28-(3) 「情報提供」または「ケース移管」を受ける場合の手続きは適切に行われているか。		A
1 情報提供を受ける場合において、必要な支援等が行えるよう協議しているか。(得られた情報を確認し、不足している場合は、速やかに相手方の児童相談所に確認しているか等)		○
2 移管元の児童相談所の援助方針を継続し、速やかに対応しているか。		○
3 移管元の児童相談所からの連絡・引継ぎは適切に行われているか。		○
<コメント> 「情報提供」または「ケース移管」を受ける場合についても、行う場合と同様の取り組みを行っている。		

第IV章 社会的養護で生活する子どもへの支援

1 援助方針の策定に関する調整

29-(1) 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか。		B
1 家庭での養育が困難または適切でない子どもの保護に関する支援方針は適切か。(子どもの支援方針の決定方法は適切か、家庭養育が困難と判断した理由は適切か等)		○

	2 措置先の選定は適切に行われているか。(措置先の選定方法・選定理由は妥当か等)	△
	3 措置先の施設所在地や里親の居住地の市町その他関係機関との連携が図られているか。 (必要な調整が行われているか、調整のタイミングに問題は無いかな等)	○
<コメント> 家庭での養育が困難または適切でない子どもの保護に関する支援方針については、子どもの人生に大きく関わることから、適切な判断ができるよう十分な調査、協議を行っている。子どもの特性やきょうだいや保護者との関係等、様々なことを考慮して措置先の検討を行っている 近年、措置先となる施設が満員に近い状態が継続し、子どもや家族の状況に応じた選択ができない状況になっている。子どもの支援を行う施設を選択することができなくなれば、子どもの最善の利益が損なわれる恐れがある。今後、県の社会的養育推進計画において現在の措置の状況を踏まえた検討が必要である。		

評価

30-(2) 里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか。		A
1 里親や施設等、関係機関との連携による支援を行うケースについては、援助方針について当該関係機関との協議を行っているか。(一方的な連絡になっていないかなど、措置先とのやり取りは適切かな等)		○
2 里親や施設等に対し、支援に必要な情報等を適切に提供しているか。(必要な情報は提供されているか、情報が確実に伝わるよう工夫をしているかな等)		○
3 里親や施設等との連携による支援を行うケースについては、里親や施設等が策定した自立支援計画を踏まえて協議・連携を行っているか。		○
<コメント> 里親委託・入所措置等においては、里親とのマッチングを行うほか、施設入所前に子どもと施設見学を行い施設職員との顔合わせなどを行い、援助者と十分な共通理解を持つための取組みを行っている。また、自立支援計画を踏まえた協議・連携を行っている		

評価

31-(3) 措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか。		A
1 里親との交流や入所先施設見学などの機会を設けているか。		○
2 援助にかかわる支援者との顔合わせ等の機会を設けているか。(施設職員や里親以外の支援者等へのつなぎや子どもと支援者との関係性が構築されるまでのフォローは適切かな等)		○

<コメント>

措置開始や措置変更等のいずれの際も、事前に子どもと施設見学に行き、入所先の職員と事前に顔合わせなどを行い、子どもの負担が少なくなるよう取り組んでいる。

2 社会的養護時における援助

評価

32-(1) 里親や施設等が行う援助内容等について、必要な確認・助言・支援等を行っているか。 (指導委託、あっせん、里親委託、入所措置等)	A
--	---

1 子どもや支援の状況を定期的に把握しているか。(施設等への訪問頻度は適切か。子どもと面接して子どもの意向をきちんと聞いているか等)	○
--	---

2 把握した子どもや支援の状況に基づき、必要な指示・援助・対応の検討等を行っているか。 また、児童相談所内で共有しているか。	○
---	---

3 支援開始後も措置先や委託先(里親支援機関等)からの意見等を尊重しているか。(措置先等からの意見に適切に対応しているか。必要に応じて、意見に基づく援助方針等の見直しが行われているか等)	○
---	---

<コメント>

措置後は、児童心理司を中心に子どもとの面接を定期的実施している。援助方針は、6カ月～1年後に見直し時期を設定し、施設と共有している。また、措置先から意見等があれば、その都度聞き取りを行い必要に応じて援助方針等の見直しを行っている。

33-(2) 援助方針の見直しが行われているか。	A
--------------------------	---

1 定期的に援助方針の見直しを行っているか。(再アセスメントを実施しているか。援助方針の見直しにあたり、子どもや保護者の意向を聞いているか等)	○
---	---

2 再アセスメントの結果を踏まえ、援助方針の適切な見直しを行っているか。	○
--------------------------------------	---

<コメント>

援助方針は、6カ月～1年の見直し時期を設定し、施設と共有している。また、措置児童について協議等を行う施設連絡会が年1回あり、そこでも子どもと面会したり、担当職員から聞き取りを行っている。必要があれば援助方針の見直しを行う。

34-(3) 自立支援計画の見直しが行われるよう、施設等との連携を密に行っているか。	A
--	---

	1 自立支援計画の策定にあたり、施設等に対し、必要な指導・助言等を行っているか。(児童相談所のかかわり方は適切か(必要な)助言・指導ができるかかわり方をしているか)等)	○
	2 自立支援計画について定期的なモニタリングを行い、必要な見直しを行っているか。(モニタリングは見直し等の必要性が判断できる方法がとられているか。施設等に対して必要な助言・指導を行っているか等)	○
<コメント> 自立支援計画は、6カ月～1年の見直し時期を設定し、施設と共有しているが、施設と協議し必要があれば見直しを行なっている。その際には、児童心理司も同席し、子どもの意見も聴いている。		

評価

35-(4) 面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか。		A
1	面会・通信制限が必要なケースについて、適切に制限をかけているか。(判断基準はあるか、また、判断は適切か。制限しなかったためにトラブルになったケースは無いかな)	○
2	面会・通信制限は必要最低限のものとなっているか。(制限の理由は妥当か。保護者に対し弁明の機会を作ったうえで判断しているか。)	○
3	面会・通信制限を解除するにあたり、適切な判断・手続きを行っているか。(解除の判断にあたっては子どもの意見を聴いたり、里親や施設と協議を行っているかな)	○
4	接近禁止命令の発出にあたっては、関係する機関等との連携体制を構築しているか。(接近禁止命令の発出理由は適切か。関係機関との情報共有や連携体制を確保しているかな)	○
<コメント> 児童虐待防止法に基づく面会・通信制限を行った事例はないが、行政指導として、一時保護中の子どもの保護者等へ面会・通信の制限に対する協力を求めている。その際には、丁寧な説明を行い理解を得ている。		

評価

36-(5) 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事象が発生した場合に、適切に対応しているか。		A
1	子どもからの入所施設等に対する苦情や不満等が聞かれた場合には、必要な対応をしているか。	○
2	里親や施設等と、親権者等との調整が必要な場合には、適切な対応をしているか。(双方の主張等を確認しているか。調整結果の理由を説明しているかな)	○

3 里親や施設等による懲戒にかかわる権限の濫用や虐待等が疑われる場合には、必要な対応をしているか。(通告・届出を受理した場合、速やかに関係自治体に通知を行っているか。客観的事実の把握を行っているか等)	○
<コメント> 子どもから、委託先里親や入所先施設等に対する苦情や不満等があった場合は、速やかに所内で協議し対応を検討している。また、懲戒にかかわる権限の濫用や虐待等が疑われる場合にも、子どもと里親や施設の双方から聞き取りを行い、慎重な対応をするように努めている。また、必要であれば関係自治体へ報告している。	

3 一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

評価

37-(1) 一時帰宅における対応が適切に行われているか。		A
1 一時帰宅について、慎重なアセスメント及び判断を行っているか。(アセスメントは適切に行われているか。保護者等への説明・関係機関への情報提供をしているか、一時帰宅可としたことによる問題発生ケースはないか等)	○	
2 他自治体への一時帰宅を行う場合には、双方の児童相談所で必要な協議・情報共有を行っているか。	○	
<コメント> 一時帰宅の際には、保護者に事前に一時帰宅の目的と遵守事項を説明し理解を得ている。終了後は、子どもからの聞き取りなどを行い一時帰宅中の生活について確認している。管轄外の自治体へ帰宅するケースはないが、管轄外の自治体から一時帰宅するケースがあり、援助依頼を受けて対応した事例がある。		

評価

38-(2) 措置や児童福祉司指導等の終結の判断は、慎重かつ適切に行われているか。		A
1 施設入所中から、要対協や関係機関等との情報共有を行っているか。(要対協の個別ケース検討会議等で、家庭復帰の適否や復帰後の支援について検討が行われたか等)	○	
2 措置や児童福祉司指導の終結について、子どもや里親、施設等からの意見を十分に聴いているか。	○	
3 措置の解除等については援助方針会議において組織的かつ総合的な視点から判断しているか。(解除の適否判断のための確認事項に漏れはないか等)	○	

4 措置や児童福祉司指導等を終結する際には、その理由を明確にしているか。(終結理由は明確か。里親や施設、子どもや保護者に対し終結理由を説明しているか等)	○
<コメント> 措置や児童福祉司指導等の終結については、子どもや保護者をはじめ施設等の意見を十分に聞いて対応している。措置の解除にあたっては、要保護児童対策地域協議会や関係機関等と情報共有を行い、今後必要と思われる支援や役割の検討を行っている。最終判断として援助方針会議にて措置の解除について総合的に判断している。	

評価

39-(3) 措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか。	A
1 措置解除に向けて、必要となる支援等について適切に判断しているか。(解除等について里親や施設等の意見を聴いているか。解除後の支援等が明確にされているか等)	○
2 措置解除後にも必要な支援が受けられるよう、関係機関等との調整を十分に図っているか。(措置解除後の支援の担当・方法や関係機関との役割分担が明確にされているか等)	○
<コメント> 措置の解除後の援助については、事前に里親や施設から意見を聞いている。また解除前には要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会などで、今後の支援についての方針や役割等について十分に検討し、その内容を共有したうえで措置解除を行っている。	

評価

40-(4) 入所施設や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか。	A
1 虐待の再発防止等、子どもの安全確保に関する対応が十分に行われているか。(子どもの状況確認体制はできているか。虐待再発リスクが高いと判断された場合に迅速な対応は可能か等)	○
2 子どもの生活や精神面の安定を図るために必要な支援等を行っているか。(家庭訪問及び面接の実施、子どもの生活や精神面の把握はできているか等)	○
3 子どもの状況に応じ、在所期間の延長等を行うなど、必要な支援が受けられるようにしているか。(子ども・保護者への意向確認や、必要性、対応可否等について施設等の意見確認をしているか等)	○

<コメント>

入所や一時保護の解除時にはリスクアセスメントを行い、要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携し解除後の支援を行っている。また、ケースに応じて、定期的な見守りや家庭訪問等を行い経過を見守っている。子どもの状況に応じ、在所期間の延長等を行うなど、必要な支援が受けられるようにしている。

4 児童自立生活援助等

評価

41－(1) 子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか。		A
1 児童自立生活援助の対象の子どものうち、継続した支援等が必要な子どもを適切に支援につなげているか。(児童自立生活援助対象の子どもへの説明、必要性の検討、要否判断理由が適切か、施設との検討等)		○
2 児童自立生活援助を実施している子どもについて、必要な支援を継続して行っているか。(子どもや自立援助ホームとにかかわり状況、子どもの意向や状況の確認等)		○
3 児童自立生活援助の実施を解除するにあたっては、児童の自立に向けて必要な情報提供等の支援を行っているか。(解除にあたっての子どもの意向や自立援助ホームの意見等確認、解除理由の妥当性、解除理由の説明等)		○
<コメント> 自立に向けた支援が必要な子どもに必要な支援を受けることができるよう支援している。児童自立生活援助事業は子どもと事業者の契約となるため、子どもが契約等の内容について理解できるよう丁寧に説明をしている。施設とは方針の共有と定期的な情報共有を行いながら必要な支援を行っている。		

評価

42－(2) 18歳以上の成人に対しても、必要な支援等を行っているか。		A
1 18歳以上の成人に対しても、必要な支援等を行っているか。(児童相談所としてののかかわり方、対応、工夫等)		○
<コメント> 自立援助ホームへの入居や必要な事例については措置の延長を行い支援している。該当する事例については、市町と連携してアフターケア事業等の利用を働きかけるなどの支援を行っている。		

第Ⅴ章 里親・家庭養護(社会的養育の推進)

1 里親相談への対応・家庭養護の推進

評価

43-(1) 家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか。		A
1	家庭養護を推進するための仕組み・体制の構築に取り組んでいるか。(里親等委託調整員の配置、里親委託等推進委員会の設置、里親支援専門相談員等との連携等)	○
2	里親制度に対する理解促進、登録里親数増のための取組みを行っているか。(取組状況、登録里親数は増えているか等)	○
3	里親の専門性の向上に向けた取組みを行っているか。(里親希望者への研修の実施状況、里親委託件数、専門里親の状況等)	○
4	里親の登録・認定の判断・名簿管理を適切に行っているか。(登録名簿の適宜更新、里親選定に係る必要な情報が記載されているか、里親選定をスムーズに行うための工夫等)	○
<コメント> 里親担当児童福祉司を配置し、里親登録・委託推進に向けて、フォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいる。また、管内の里親支援機関と連携を図りながら、里親の状況の把握や里親の専門性の向上に努めている。里親登録名簿は適宜更新を行っている。		

評価

44-(2) 里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか。		A
1	里親を希望する者からの相談を受けた場合には、受理会議等で検討し、必要な調査・認定等を行っているか。(相談を受けた場合の体制、調査結果に基づく認定可否の判断基準、認定不可の場合の理由説明、その他)	○
<コメント> 里親希望者から相談があった場合、里親担当児童福祉司が2度面接し、制度の説明を行うとともに、登録の意思確認をしている。その後、必要な調査を経て所内で検討を行い援助方針会議にて決定し、児童福祉審議会に諮問している。		

評価

45-(3) 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか。		A
---	--	---

1 養子縁組の適切性について十分に判断しているか。(実親による養育困難理由、明確性・妥当性、「子どもにとっての最善の利益」の視点、養子縁組前の養育期間の設定等)	○
2 養子縁組を行うことについて子どもや実親等の同意を得ているか。(同意取得方法、養子縁組理由の明快で適切な説明等)	○
3 養子縁組希望者に対し、必要な説明を十分行っているか。(説明すべき事項が明確か。また、内容は適切か等)	○
4 養子縁組の成立に向けて必要となる手続き等の支援を行っているか。(養親希望者や実親への支援状況、養子成立までのプロセス、児童相談所間の情報共有、未成年後見人選任手続等)	○
<コメント> 援助方針会議にて養子縁組里親と子どものマッチングを検討し、子どもや実親等への説明を行い同意を得た後、所要の手続きを経た上で養子縁組を進めている。里親担当児童福祉司等からは、養子縁組希望者の説明については、児童相談所全体でスーパーバイズを受けたいという声もある。	

評価

46-(4) 養子縁組成立後についても、必要な支援等を行っているか。	A
1 養子縁組成立後も、必要な支援等を行っているか。(支援の内容、児相からの訪問・連絡、連絡調整を行ってない場合の明確な理由及び理由の妥当性等)	○
<コメント> 養子縁組成立後も養親から子育てに関する相談や支援の要望があれば、継続して支援を行っている。	

評価

47-(5) 民間あっせん機関による養子縁組に対して、必要支援を行っているか。	A
1 民間あっせん機関による養子縁組が適切に行われるよう日頃から必要な連携を行っているか。(民間あっせん機関との情報共有・役割分担等の意見交換の実施、協力体制等)	○
2 民間あっせん機関が養子縁組を行うにあたり、必要な支援等を行っているか。(民間あっせん機関による養子縁組にかかわったケースはあるか。どのような支援・協力を行ったか等)	○
3 民間あっせん機関が養子縁組をした子どもに対し、必要に応じて支援を行っているか。(民間あっせん機関と養子縁組をした子どもとのかかわり、かかわりがない場合の理由の明確性等)	○
4 民間あっせん機関が事業を廃止しようとした場合に必要な対応を行っているか。(児童相談所が対応すべきことが明確になっているか。実際の廃止例はあるか、その場合に行った対応等)	○

<コメント>

民間あっせん機関による養子縁組に関わった事例が昨年度は1件あった。その際、児童福祉法第30条第1項（同居児童の届出）による届出を受けて、家庭状況の調査を行った。民間あっせん機関が養子縁組を行った事例についても、里親会が主催する里親サロン等への参加の声かけを行っているほか、真実告知等についての相談を行っている。

第VI章 家族とのかかわり・家族への支援

1 保護者への向き合い

評価

48－（1）保護者への向き合い方は適切であるか。

A

1 保護者への対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っているか。

○

<コメント>

西部子ども相談センターに配属される職員は、専門職採用（社会福祉・心理）の職員であることから、対人援助技術については基礎知識を有している。しかし、児童福祉分野でのインテーク、面接などを経験していない職員もあり、業務の経験に応じてペアを組み、複数体制で相談援助業務に対応している。また、専門性については随時研修を行い、技術の獲得等を促している。

2 子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取

評価

49－（1）適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか。

A

1 保護者に対して必要な説明を適切に行っているか。（児童相談所のアセスメントや判断・援助方針、援助方針の理由・見通し、審査請求の方法等の説明及び記録）

○

2 保護者に対する説明は、分かりやすいよう工夫しているか。

○

3 援助方針決定前あるいは決定後に、保護者からの意向や意見を聴いているか。（意見聴取の方法について。聴取した意見の記録等は残しているか等）

○

<コメント>

保護者に対する説明・意見聴取は必要な場面でを行っている。特に援助方針の説明では、保護者が十分に理解して同意できるよう丁寧に行うように努めている。説明方法については、視覚的支援を用いたり、施設の見学を行う等、保護者が理解しやすいように工夫している。また、説明等の過程は記録している。

50－(2) 保護者の理解・同意を得られるよう努めているか。		A
1	必要な場面において、保護者の理解・同意を得るよう努めているか。(同意を得るのが困難な事例の対応、外国ルーツの保護者に対する文化的背景や宗教の違い等を配慮しているか)	○
2	保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合に、児童福祉審議会の意見聴取を行っているか。	○
<コメント> 子どもの措置等の必要な場面において、保護者の理解・同意を得るよう努めている。その際には、児童福祉法等の法令や関係通知等の根拠に関する理解はもとより、や外国人や宗教による文化的背景についても理解しつつ取り組んでいる。また、児童福祉審議会の意見聴取については必要に応じて行っている。		

3 保護者に対する指導・支援		
51－(1) 保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか。		A
1	保護者に対して必要な支援や指導を計画的に実施しているか。(専門職・関係機関との連携、必要に応じた計画の見直し等)	○
2	保護者が指導や勧告に従わない場合に適切な措置を講じているか。(保護者が指導・勧告に従わない場合の対応等)	○
<コメント> 在宅指導における保護者への指導は、継続指導及び児童福祉司措置指導のいずれについても計画的に実施している。特に、児童福祉司指導において、保護者が指導に従わない場合もあり、その場合は弁護士等の助言を受けながら対応を検討のうえ、計画に沿った適切な指導が行えるように努めている。		

52－(2) 親子分離中の保護者に対し、親子再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか。		A
1	親子の再構築に向けた支援計画を作成しているか。(アセスメントやプランニングは行われているか。プランの内容は具体的か等)	○
2	親子の再構築に向けた適切な支援を行っているか。(プランニングに基づく指導・支援が行われているか。指導・支援の効果検証による必要な見直しは行っているか等)	○

<コメント>

親子分離中の保護者に対し、親子再構築に向けた指導・支援を行っている。指導等の内容については、受理会議にてアセスメントを行い、援助方針会議で決定している。また、課題整理と具体的な改善策を保護者と共有しながら進めている。

第Ⅶ章 市町や関係機関との連携

1 市町や関係機関との役割分担・連携体制の構築

評価

53－（１） 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか。

A

1 市町との役割分担や連携方法等の明確化や、職員間での共有はできているか。（役割分担や連携方法のマニュアルの策定、マニュアルに沿った対応、実態に応じた見直し等）

○

2 警察や医療機関、その他関係機関との役割分担や連携方法等の明確化や、職員間での共有はできているか。（役割分担や連携方法のマニュアルの策定、マニュアルに沿った対応、実態に応じた見直し等）

○

<コメント>

市町と児童相談所の連携は、中央児童相談所の機能を担う子ども女性相談センターの地域連携支援室を中心に行われている。また、西部子ども相談センターにおいても、直接、市町、警察、教育委員会及び関係機関との連絡会等を通じて相互理解を図っている。

54－（２） 児童相談所と市町との連携強化を図るための取組みをしているか。

S

1 役割分担や連携方法等について適宜協議を行っているか。（児童相談所と市町間でケース検討以外の協議の場はあるか。連携強化の仕組み、児童相談所とのかかわり、協議結果の反映等）

○

2 相互理解を深めるための、職員同士の交流機会などを設けているか。

○

<コメント>

管内の市町の要保護児童対策地域協議会の代表者会、実務者会、個別ケース検討会を通して、役割分担や連携方法等について、適宜協議を行うとともに、共通認識の形成を図っている。また、市町職員に対して児童相談所での研修に参加を促すなどしており、職員の交流の機会づくりにもなっている。

2 市町における子ども家庭相談・調査・指導への協力・支援

55－(1) 市町からの相談について、迅速かつ適切に対応しているか。		A
1 市町からの事案送致の相談について、迅速かつ適切に対応しているか。		○
2 市町からの日常的な相談や依頼に対して、迅速かつ適切に対応しているか。		○
<コメント> 市町からの事案送致や日常的な相談や依頼に対しては、相談として受理し、受理会議等の場で所内協議をしたうえで対応している。		

56－(2) 市町が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか。		A
1 専門的な知識及び技術に関する支援を適切に行っているか。(市町が行う相談対応・調査・指導に対する児童相談所のかかわり方、市町支援に向けた工夫等)		○
2 児童相談所としての役割・機能を適切に実施しているか。(市町が行う相談対応・調査・指導における児童相談所の役割の認識、役割を果たすための工夫等)		○
3 市町における児童虐待に関する相談・対応機能の強化のための事業を実施しているか。(児童相談所としての役割の認識、児相が行っている強化のための事業、今後の課題等)		○
4 こども家庭センターがある場合には、適切な連携を行っているか。(情報共有や連携体制・方法は明確になっているか等)		○
<コメント> 市町が行う相談対応・調査・指導に対して、専門的な知識及び技術に関する支援等の対応について、市町への支援・助言指導は、中央児童相談所の機能を担う子ども女性相談センター地域連携支援室が行っているが、西部子ども相談センターもケースに応じて市町の現場に出向くなど連携しながら支援している。		

3 市町における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援

57－(1) 要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか。	A
---	---

1 要対協の実務者会議に児童相談所が参加しているか。(市町に役割をどう認識させているか。役割を果たせる職員を実務者会議に参加させているか等)	○
2 要対協が期待する役割を果たせるよう、必要な助言・指導等を行っているか。(実務者会議における児童相談所のかかわり方、助言・指導の内容、児童相談所として必要な判断をしているか等)	○
3 要対協の調整機関が適切に機能を発揮するために、必要な助言・指導等を行っているか。(要対協調整機関に、その意識付けや具体的な方法等の助言・指導等を行っているか等)	○
<コメント> 管内の市町の要保護児童対策地域協議会の代表者会、実務者会、個別ケース検討会に参加し、その際、役割分担や連携方法等について適宜協議を行っている。また、市町職員に対して児童相談所での研修に参加を促すなどしており、職員の交流の機会づくりにもなっている。	

評価

58-(2) 市町における子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取組みを実施しているか。		A
1 適切な内容・頻度で研修を実施しているか。(研修は計画的に実施しているか。研修のプログラムは効果的なものとなっているか等)	○	
2 研修以外の資質向上の取組みを行っているか。(課題や取り組み内容等について児童相談所と市町とで協議をしているか。研修以外で積極的な取組みをしているか等)	○	
<コメント> 中央児童相談所の機能を担う子ども女性相談センターで開催している研修に市町職員の参加も呼びかけている。また、同センターの地域連携支援室及び西部子ども相談センターも個別のケースの課題や取組などについて協議、助言を行っている。		

4 児童福祉審議会との連携

評価

59-(1) 児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見を聞いているか。		A
1 必要なケースについて児童福祉審議会からの意見を聴取しているか。(意見聴取が必要なケースが明確になっているか。また、該当ケースについて意見聴取しているか等)	○	
2 児童福祉審議会への情報提供を適切に行っているか。(ポイントを押えたものか。プライバシーに配慮したものか。他機関作成の資料は当該機関から同意を得ているか。)	○	

3 子どもや保護者等に対し、児童福祉審議会に意見を聴取する場合にはその旨を、また意見 具申があった場合は、その内容について説明を適切に行っているか。	○
<コメント> 児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについては近年はない。該当ケースがあれば児童福祉審議会への諮問や子どもや保護者等に対しての聞き取りなどについて適切な対応が可能である。	

評価

60-(2) 児童福祉審議会に対して必要な報告を行っているか。	A
1 児童福祉審議会に対して、必要な報告を行っているか。	○
<コメント> 対象とするケースがあれば児童福祉審議会への必要な報告を行う。	

5 家庭、地域に対する援助に関する事項

評価

61-(1) 家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか。	B
1 家庭や地域に対する援助において、市町との連携のもと総合的な企画の実施に積極的 に取り組んでいるか。(家庭や地域に対する援助における児童相談所の役割とかかわり方等)	△
2 ひきこもり等の状態にある子ども及びその家族に対し、総合的な援助を行っているか。(児 童相談所としての役割とかかわり方)	○
3 巡回相談が適切に行われているか。	○
<コメント> 市町との連携は、要保護児童対策地域協議会の実務者会議、個別ケース検討会のほか、台帳登載ケ ースの児童相談所への定期報告がある。市町との連携のもとの総合的な企画等については十分ではない。 児童相談所からの遠隔地にある地区については、巡回相談を実施している。	